

2022年合格目標 TAC公務員講座

民法

講義ノート & V 問題集

第1回【民法①】

体験入学用抜粋版

【ご案内】

当教材は、体験入学用の抜粋版で、**民法の第1回講義** 該当範囲の内容を抜粋したものと
なっております。

※V 問題集は①の問題と正解番号を掲載しています。

基本講義 民法

講義ノート目次

基本講義 民法第1回	3
基本講義 民法第2回	37
基本講義 民法第3回	73
基本講義 民法第4回	115
基本講義 民法第5回	161
基本講義 民法第6回	197
基本講義 民法第7回	229

※各回の巻末にミニテストを掲載しています。

講義進度表

回	項目	講義内容
1	総則	1. 民法の全体 2. 権利の主体
2	総則	1. 法律行為 (1)
3	総則	1. 法律行為 (2) 2. 代理
4	総則 物権	1. 法人 2. 時効 3. 所有権
5	物権	1. 占有権・用益物権 2. 物権変動
6	物権 担保物権	1. 即時取得 2. 担保物権の性質
7	担保物権	1. 抵当権
基本演習 民法① 出題範囲：第1回～7回 出題数：20問		

「講義進度表」は各講義回で触れる内容を示しております。

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

※「民法」に関する、より発展的な内容にも取り組んでみたい受講生の方は、「発展講義：法律科目」も併せて学習してみましょう。

基本講義 民法

第1回

基本講義 民法 1回

【本日の予定】 Vテキスト P1～P31

第1章 総則

- 1 民法の全体 ◎
- 2 権利の主体 ◎

〈学習の指針〉

◎出題数 ※過去の試験情報を元に作成

		地方上級			東京都Ⅰ類	特別区Ⅰ類	国家一般職	国税専門官	財務専門官	裁判所一般職	労基監督官
		全国型	関東型	中部北陸型							
択一	憲法	4	4	5	×	5	5	3	6	7	4
	行政法	5	5	8	×	5	5	3	8	×	4
	民法	4	6	7	×	10	5×2	6	5	13	5
記述		※一部のみ			有	×	×	有	有	×	×

◎特徴

- ・ 出題数は比較的多い。事案は身近で比較的とり組みやすい。
- ・ 学習分量が膨大で、体系がつかみにくい。公務員試験で最も難しい科目の一つである。

◎学習のポイント

- ①予習不要。復習中心
- ②ノートの読込→問題演習→ノートにフィードバック
- ③問題演習：確認テスト＋過去問チャレンジ＋V問題集
- ④制度趣旨・立法趣旨を大事にすること。
- ⑤具体例と共に図を書いて考えること。
- ⑥ミクロ的な視点（定義・条文・判例）とマクロ的な視点（体系）を特に意識すること。
- ⑦全体的な復習（1回からの復習）を必ずやること。確認テストを読むのでも良い。
- ⑧ミニテスト：復習テストなので、必ず解くこと。
- ⑨六法：授業では不要。家庭での学習用としてはあったら便利。
- ⑩アンダーラインよりもメモをとると良い。
- ⑪DL・WEB・DVD・重複受講等フォローシステムを活用すること。
- ⑫不明なところは質問すること。

◎民法改正

平成29年債権法改正・平成30年7月の相続法改正に対応しています。

改正点については、**改正**マークをつけています。

＜ 第1章 総則 1節 民法の全体 ＞◎

民法とは？



市民社会における法のこと



私法（私人と私人との関係を規律する法）の一般法である。

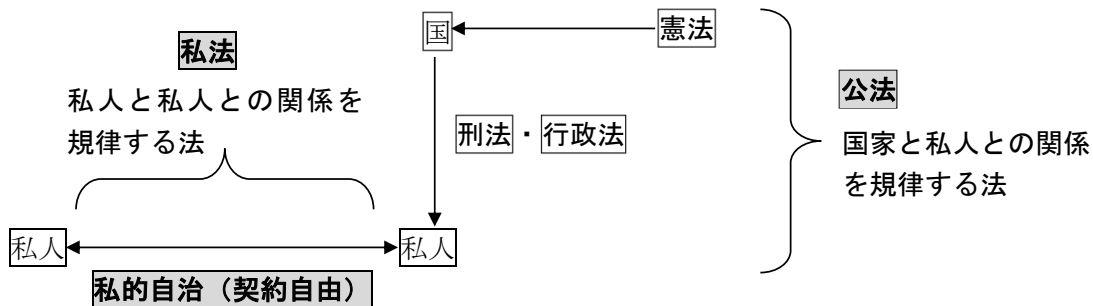
↓具体的には

財産と家族に関する法として、以下の内容を定めている。



財産法	（ 1 条～ 724 条 ）	： 経済的取引関係のルール	EX	契約・物権・債権
家族法	（725 条～1050 条）	： 身分関係のルール	EX	夫婦・親子・相続

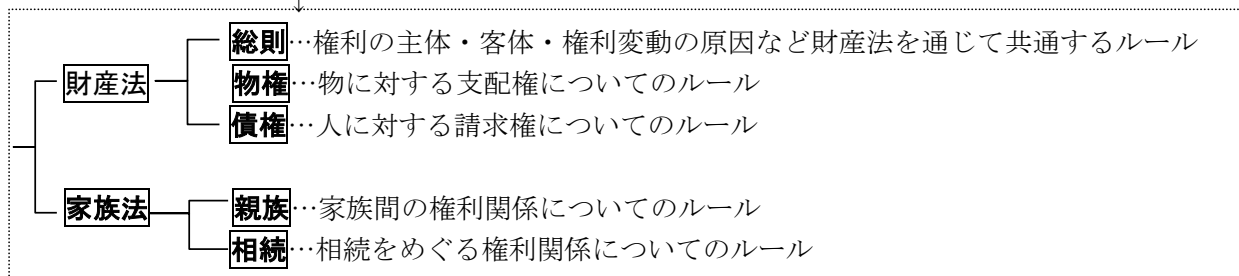
＜ 民法の全体像 ＞



↓しかし
財産・家族のトラブル（EX 契約を守らない。認知せよ。）

↓そこで

民法で解決



※ 裁事は家族法の出題は殆ど無し。但し、21・23年は教養で出題有り。

< 財産法のモデル >

財産法では、**経済的取引関係**についてのルールを定めている。

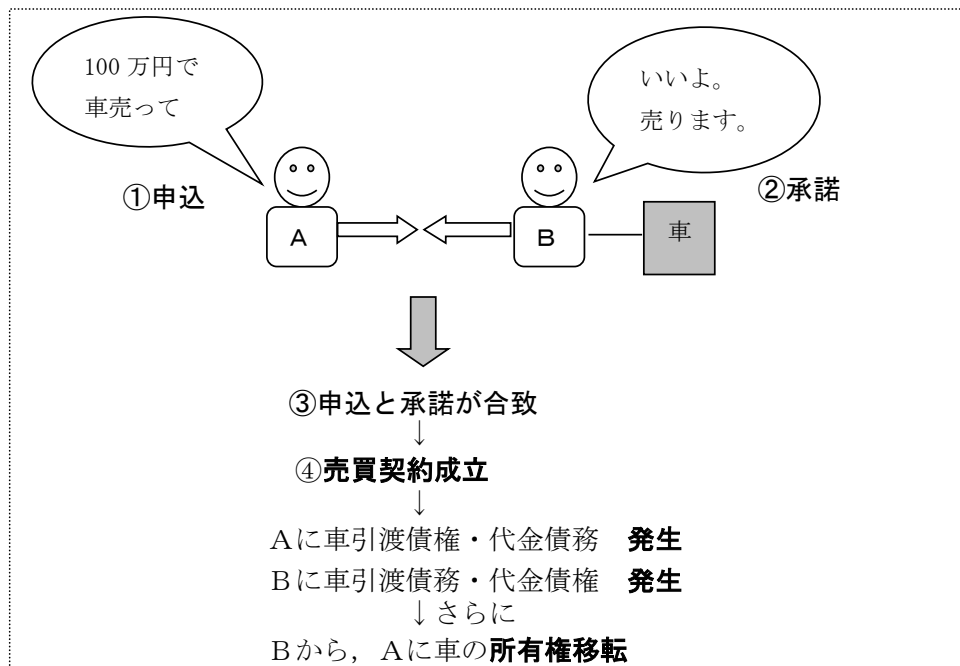


人が、契約に基づいて、自分の財産（EX 土地とか商品）をやりとりする際のルール



債権と物権という権利を中心にルールを規定している。

< 財産法の中心モデル 売買契約 >



契約によって、債権・債務が発生し、物権（所有権）が移転している。



債権・債務に関するルールは、**債権法**で学ぶ。

物権（EX 所有権）に関するルールは、**物権法**で学ぶ。

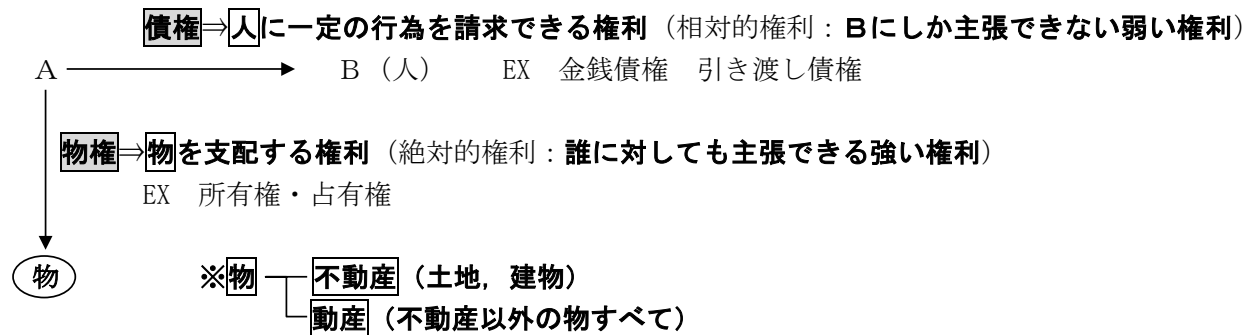
↓そして

民法総則では、財産法（物権法・債権法）を通じて共通するルールを学ぶ

↓具体的には

権利の主体	…… 自然人・法人
権利の客体	…… 物
権利変動の原因	… 法律行為（契約）・時効

< 物権と債権 > V 第 P4



< 民法の基本原則 **改正** > V 第 P5

521 条

- ①何人も，法令に特別の定めがある場合を除き，**契約**をするかどうかを**自由に決定**することができる。
- ②契約の当事者は，法令の制限内において，契約の内容を自由に決定することができる。

以下の3つの原則から成り立っている。



①**私的自治の原則**（**契約自由の原則（521条）**）

各人は，自由意思に基づいてのみ，権利を取得したり義務を負ったりする。

（自らの意思に基づかなければ，権利を取得したり，義務を負ったりすることはない。）

②**所有権絶対の原則**

所有権は，公権力や他人からの干渉を受けることはない。

所有権者は，その物を自由に，どのように扱ってもよい。

③**過失責任の原則**

他人に損害を与えても，落ち度（過失）がなければ，不法行為による損害賠償責任を負わない。

↓但し

現代では，資本主義の発達により，上記原則が完全に適用されるわけではなく，修正されている。

↓例えば

借主や労働者等弱者を保護するために，借地借家法や労働法という特別法によって，貸主や使用者は借主や労働者の不利になるような契約内容を締結することはできない場合がある。

※法改正により，契約自由の原則が明文化。

< 権利の一般的制約原理 > V ㊦ P6

民法1条では、以下のような私権の一般的制約原理を規定している。



①公共の福祉による制限 (1条1項)

権利といえども、公共の福祉による制約を受ける。

②信義誠実の原則 (信義則: 同条2項)

契約等は、相手の信頼を裏切らないように誠実に行動せよ。

↓分身として

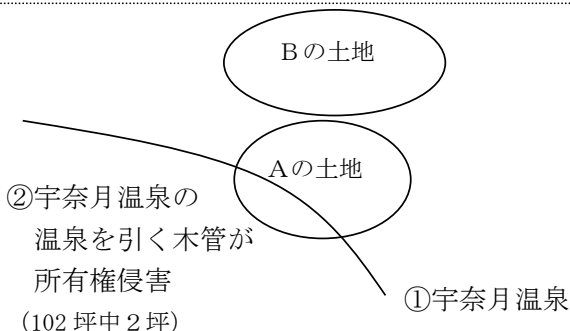
禁反言の原則 (矛盾挙動禁止)・クリーンハンズの原則・権利失効の原則

③権利濫用の禁止 (同条3項)

権利を有する者は、たとえ適法であっても、社会的に不当な形での行使は許されない。

**※権利の濫用にあたる場合には、権利行使が否定されたり、
損害賠償責任を負うこともある。又、権利を剥奪される場合がある。**

< 宇奈月温泉事件 (大判昭10・10・5) > V ㊦ P7



③目をつけたBがAから土地を購入

④Bは宇奈月温泉に対して

- ・所有権に基づく妨害排除請求 ※詳細は4回 (宇奈月温泉は、木管を取り外せ)
- ・さもなくば、B所有の土地全て高額で買取り請求

宇奈月温泉は、Bの所有権を侵害している。

↓従って

Bの妨害排除請求は適法であり、本来、認められるべき。

↓しかし

Bの損失は軽微なのに対して、木管を除去するには莫大な金銭が必要。

↓従って

Bの請求は、社会的に不当といえる。

↓つまり

Bの妨害排除請求は権利の濫用に当たり、認められない。

↓但し

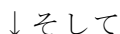
Bの損失 (Ex 土地使用料) については損害賠償する必要有り。

〈 第1章 総則 2節 権利の主体 〉◎

民法総則では、**権利の主体・客体・権利変動の原因**など財産法を通じて共通するルールを学習する。



2節では、権利の主体(人)に絡むテーマとして**①権利能力②意思能力③行為能力**を学ぶ。



①権利能力②意思能力③行為能力の3つの能力を備えた者が、一人前に財産を取引できる。

〈 ①権利能力 〉 V テキ P10

権利能力とは？



権利・義務の主体となることができる資格・地位

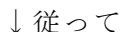


所有権者や債権者や債務者になることができる資格のこと。

権利能力が認められるのは？



①自然人(ふつうの人間)と②法人(一定の団体を法律上、人と同等に扱うもの EX 会社)



※法人の詳細は、第4回で取り扱う。

動物は、財産の所有権者になることはできない。

〈 自然人の権利能力 〉 V テキ P10

3条1項 私権の享有は、**出生**に始まる。

自然人は、**出生**により権利能力を得て、**死亡**により権利能力を失う。



出生したといえるのは、いつの時点か？



全部露出時 (通説)

∵ 基準として明確、権利・義務の主体にふさわしい

一部露出時 (刑法では通説) ∵ 生命身体の保護の為)

< 胎児の権利能力 > V テキ P10

胎児（母胎にいて、まだ出生していない子）に、原則として権利能力はない。∵ 3 条

↓ 但し

- ① 不法行為に基づく **損害賠償請求権**（721 条）
- ② **相続**（886 条 1 項）
- ③ **遺贈**（965 条, 886 条 1 項）
- ④ 父から **認知** を受ける権利（783 条 1 項）

→ 例外的に
権利能力が認められる。
∵ 胎児の利益保護

↓ では

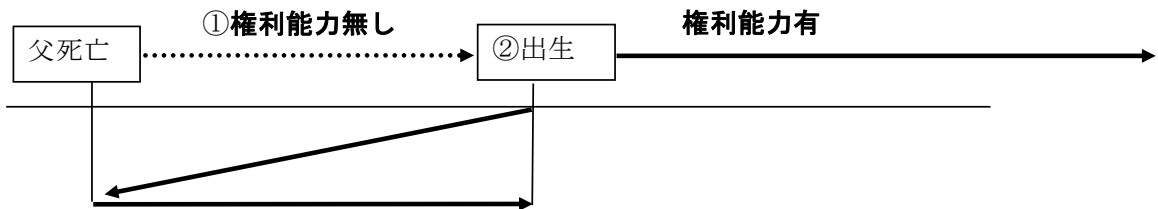
その理論構成（どのように説明するか）は？

↓

停止条件説（判例） ※条件の詳細は第3回。

↓

出生を条件として、条件成就（出生）により、過去に遡って権利を取得する。



- ③ **相続・遺贈・不法行為・認知についてのみ**，
父死亡時に、権利能力があったとして扱う。
（＝父の財産を相続することができる。）

※死産の場合は、条件未成就だから、権利を取得することはない。

※母親は胎児を代理して加害者と和解することはできない。（判例）

∵ 出生するまで、胎児の権利能力は無い。

< ②意思能力 改正 > V テキ P11

3 条の 2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

意思能力とは？



自己の契約（法律行為）の結果を理解できる能力（≒判断能力）（7 歳程度の知能）



意思能力の無い者の契約（法律行為）は、無効（効果が全く発生しない。）

↓例えば

2 歳児が、P S 4 を購入しても、契約は無効。

↓なぜならば

私的自治の原則（自らの意思に基づいてのみ、権利を得たり、義務を負う。）

↓とすれば

意思能力の無い者の契約は、意思に基づいた契約とはいえないから、権利を得たり、義務を負うことはない。

※意思能力の有無は、個別具体的に裁判で判断される。

※法改正により、明文化。

< ③行為能力 > V テキ P12

行為能力とは？



単独で、有効な契約（法律行為）を行うことができる能力。

↓そして

通常の人には、行為能力有り。（行為能力者）

↓つまり

通常の人には、単独で有効な法律行為（契約）をすることができる。

↓しかし

通常ではない大人（EX 認知症の老人）や未成年者は、行為能力が制限。（制限行為能力者）

↓つまり

これらの者は、単独で有効な法律行為（契約）をすることができない。

↓これを

制限行為能力者制度という。

↓例えば

未成年者が、所有する本をブックオフに売っても、親はその契約を取消することができる。

< 制限行為能力者制度 > V テキ P12

子供や認知症の老人は、判断能力が不十分な為、社会で食べ物にされる危険性あり。

↓例えば

子供は、不要なモノ（ゲーム・漫画・洋服等）を購入等

認知症の老人は、不要なリフォーム契約を結んだり、オレオレ詐欺の被害者になる等

↓その為

（贈与契約等）

子供や認知症の老人等判断能力が不十分な者が、食べ物にされないよう、保護する必要あり。

↓それでは

意思能力が無ければ、契約（法律行為）は無効。これで保護できないか？

↓しかし

毎回裁判を起こすことは、時間も手間もお金もかかり難しい。

↓しかも

「意思能力が無かった」ことを裁判で立証することは、現実難しい。

↓その為

判断能力が不十分な人を、あらかじめ類型化し、一律に保護し、財産の減少を防ぐ為の制度を民法は用意した。

↓それが

制限行為能力者制度

↓つまり

子供や認知症の老人のような判断能力の不十分な者を「制限行為能力者」として、一律保護

↓具体的には4類型あり

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| ① | 未成年者 | : 18歳未満の者 |
| ② | 成年被後見人 | : 事理弁識能力（≡判断能力）を欠く常況にある者 |
| ③ | 被保佐人 | : 事理弁識能力が著しく不十分な者 |
| ④ | 被補助人 | : 事理弁識能力が不十分な者 |

↓そして

これら制限行為能力者を保護する為

↓

制限行為能力者が単独で行った法律行為（契約）は取消し可能 ※裁判不要

↓さらに

保護者をつけ、同意権・取消権・追認権・代理権等を付与して、制限行為能力者をサポート。

※2022年4月1日より、18歳以上が成年者となる。

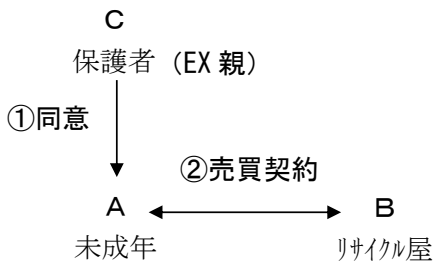
< 制限行為能力者の保護 > V テキ P14

EX 未成年者（制限行為能力者）Aが、時価1万円の自転車をリサイクルショップBに売る。

代理権：制限行為能力者に代わって、保護者が契約（法律行為）を行うことができる権限
（代理の詳細は第三回）

EX 制限行為能力者に代わって、保護者が代わりに自転車の売買契約を行う。

同意権：制限行為能力者が、行おうとする行為に、あらかじめ**保護者が同意**する権限



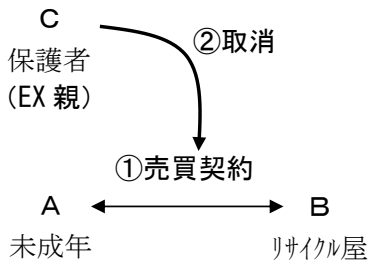
制限能力者が、**法律行為（契約）を行う前**

↓
保護者が、問題の無い契約かをチェック

↓
①問題が無ければ、制限能力者に**同意**を与える。
（EX 一万円で売る）

↓
②制限能力者が、法律行為（契約）を行う。

取消権：制限行為能力者が単独で行った行為を、**取消す**ことができる権限



①制限能力者が、**同意無く単独で**法律行為（契約）

↓ **その後**

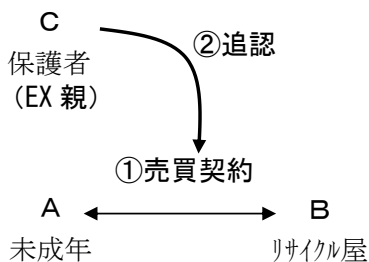
保護者が、問題の無い契約かをチェックする。

↓
②問題あれば、保護者は、その契約を**取消す**。
（EX 千円で売っていた。）

↓
契約は契約時に遡って無効となる。（遡及的無効）
（契約は、無かったことになる。）

↓そして
自転車を取り戻すことができる。

追認権：制限行為能力者が単独で行った行為を、保護者が、**確定的に有効**にする権限



①制限能力者が、**同意無く単独で**法律行為（契約）

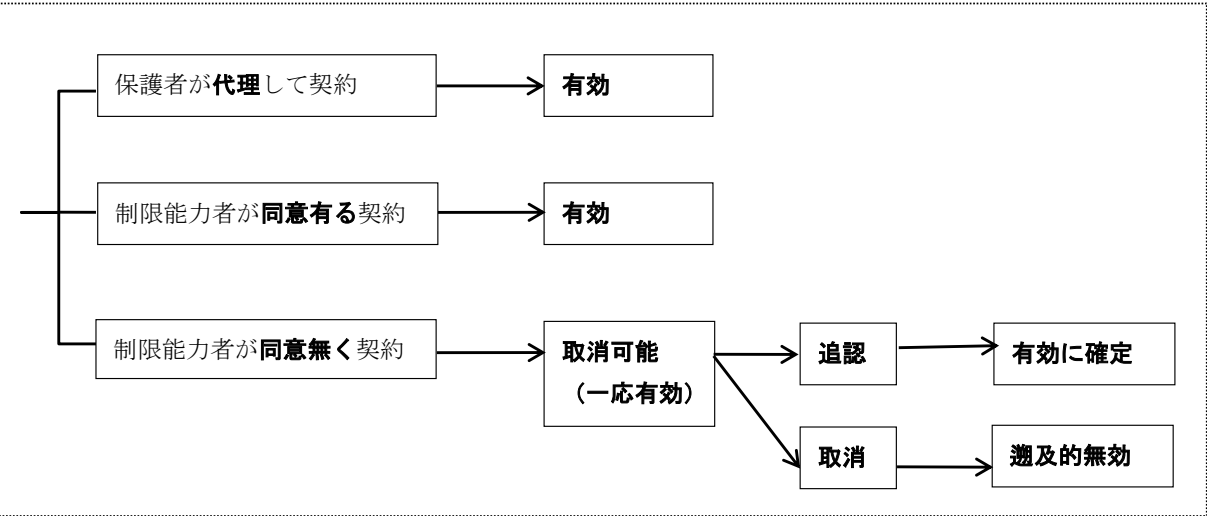
↓ **その後**

保護者が、問題の無い契約かをチェックする。

↓
②問題なければ、保護者は、その契約を**追認**。
（EX 5万円で売っていた。）

↓すると
契約は確定的に有効となる。
（契約は、もはや取消せない。）

< 制限行為能力者の保護 >



< 制限行為能力者のまとめ > V テキ P20

	未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	18 歳未満の者	事理弁識能力を 欠く常況にある者 ＋家裁の審判	事理弁識能力が 著しく不十分な者 ＋家裁の審判	事理弁識能力が 不十分な者 ＋家裁の審判
原則	単独 不可（取消可能）		単独 可（取消不可）	
例外	①単に権利を得、又は義務を免れる法律行為 ②法定代理人が処分を許した財産の処分 ③許可された営業に関する行為 ④身分上の行為	①日常生活に関する行為 ②身分上の行為	13 条 1 項列举の行為	13 条 1 項列举の一部の行為で請求のあった特定の行為
保護者	法定代理人 (親権者・未成年後見人)	成年後見人	保佐人	補助人
代理権	○	○	△	△
同意権	○	×	○	△
取消権	○	○	○	
追認権	○	○	○	

△家庭裁判所の審判により、特定の法律行為の範囲内でみとめられるもの。

< ①未成年者 **改正** > V テキ P14

未成年者とは



18 歳未満の者 (4 条) ※法改正で、2022 年 4 月 1 日より、18 歳以上が成年者となり、18 歳未満が未成年者となる。

未成年者の保護者は？



法定代理人

↓ 具体的には

親権者 (EX 父母) 又は **未成年後見人** (父母がいないとき等に選ばれる。複数選任可 EX 弁護士)

↓そして

同意権、取消権、追認権、代理権、すべてあり。

原則 **未成年者が法律行為(契約)するには、保護者（法定代理人）の同意が必要（5 条 1 項本文）**

↓そして

未成年者が保護者（法定代理人）の同意無しに行った契約（法律行為）は取消し可能 (5 条 2 項)
(未成年者が、保護者（法定代理人）の同意を得て、行った契約（法律行為）は、有効)

※未成年者・法定代理人共に単独で取消可能。(120 条 1 項)

例外 **未成年者が単独で行うことが可能。(取消不可)**

i **単に権利を取得し、義務を免れる行為** (5 条 1 項ただし書き)

EX **負担のない贈与** (単なるプレゼント) ・ **債務の免除** (借金の免除)

∵未成年者にとって不利益にならない。

※負担付き贈与 (EX 土地あげるから面倒見て) は同意が必要。

※**債権の弁済を受けることは同意が必要。∵不利になる危険性**

ii **保護者（法定代理人）が処分を許した財産の処分** (5 条 3 項)

∵保護者の同意あるといえる。

※**目的を定めて**処分を許した場合 (Ex 生活費) → **目的の範囲内**で処分可能

※**目的を定めない**で処分を許した場合 (Ex 小遣い) → **自由に**処分可能

iii **営業を行うことを許可された場合に、その営業に関する行為** (6 条 1 項)

ex) 八百屋の営業を許可された者が野菜を仕入れる行為

∵いちいち同意を得るのは煩雑。又、保護者の同意あるといえる。

iv **身分行為の一部** (EX 未成年者でも子を単独で認知可能)

∵本人の意思を尊重すべき

< ②成年被後見人 > V テキ P15

成年被後見人とは？



事理弁識能力を欠く常況にある者 + **家庭裁判所の「後見開始の審判」を受けた者** (7 条)

※判断能力がほとんど無い

成年被後見人の保護者は？



成年後見人



家庭裁判所が職権によって選任する (EX 親族等)。複数選任すること可、法人でもよい (843 条)

↓そして

※配偶者になるとは限らない。

取消権, 追認権, 代理権あり。

※同意権が無いことに注意

原則 成年被後見人が、行った法律行為 (契約) は取消可能 (9 条本文)

※保護者 (成年後見人) の同意を得た行為であっても、取消可能であることに注意。

∴成年被後見人は、同意通りの行為を行うとは限らない。

※成年被後見人・成年後見人共に単独で取消可能。

例外 成年被後見人が単独で行うことが可能。(取消不可)

- i 日用品の購入その他日常生活に関する行為 (9 条ただし書)

EX ジュースやパンを購入

∴成年被後見人の日常生活に不都合を生じさせないようにするため。

- ii 婚姻, 離婚などの身分上の行為 (738 条, 764 条等)

∴本人の意思を尊重すべき

< ③被保佐人 **改正** > V テキ P15

被保佐人とは？



事理弁識能力が著しく不十分な者 + **家庭裁判所の「保佐開始の審判」を受けた者** (11 条本文)

※判断能力はある程度ある

保護者は？



保佐人



家庭裁判所が職権によって選任する (EX 親族等)。複数選任すること可, 法人でもよい。

↓そして

(876 条の 2 第 1 項・2 項, 843 条 3 項, 4 項)

13 条 1 項に列挙の行為 (重要度の高い財産行為) に限り, **同意権・取消権・追認権あり**。

(EX 借金・保証・不動産の処分・長期の賃貸・贈与等)

↓また

当事者が請求した**特定の法律行為**について, 家庭裁判所は**代理権**を付与することができる。

※本人以外が請求した場合は, 本人の同意が必要

(876 条の 4 第 1 項)

原則 **被保佐人が, 単独で行った法律行為 (契約) は有効である。(取消不可)**

例外 **13 条 1 項に列挙の行為**を, **保護者 (保佐人) の同意無し**に行った場合のみ, **取消可能**。

(13 条 4 項)



重要度の高い財産行為 (被保佐人が被害を受ける危険性の高い行為)

※保佐人, 被保佐人共に単独で取消可能

※保佐人が, 被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときには, 被保佐人は家庭裁判所に請求して保佐人の同意に代わる許可をもらうことができる。(13 条 3 項)

13 条 1 項 被保佐人が次に掲げる行為をするには, その保佐人の同意を得なければならない。ただし, 第 9 条ただし書に規定する行為については, この限りでない。

- 一 元本を領収し, 又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与, 和解又は仲裁合意 (仲裁法 (平成十五年法律第百三十八号) 第二条第一項 に規定する仲裁合意をいう。) をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し, 遺贈を放棄し, 負担付贈与の申込みを承諾し, 又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築, 改築, 増築又は大修繕をすること。
- 九 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を**制限行為能力者** (未成年者, 成年被後見人, 被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。) の**法定代理人**としてすること。

※法改正により 10 号が新設された⇒1 号～9 号の行為を**制限行為能力者の法定代理人**としてすること (ex 被保佐人である父が, 未成年者の子供を代理して, 借金をする) も同意が必要になった。

< ④被補助人 > V テキ P16

被補助人とは？



事理弁識能力が不十分な者 +
※判断能力はほとんどある

家庭裁判所の「補助開始の審判」を受けた者 (15 条 1 項本文)

※本人以外の請求の場合は、本人の意思を尊重して、
本人の同意が必要。

保護者は？



補助人



家庭裁判所が職権によって選任する (EX 親族等)。複数選任すること可、法人でもよい

↓そして

(876 条の 7 第 1 項・2 項, 843 条 3 項, 4 項)

13 条に列挙の行為の内、当事者の請求のあった特定の行為のみ、同意権・取消権・追認権を付与することができる。 (17 条 1 項)

↓また

当事者が請求した特定の法律行為について、家庭裁判所は代理権を付与することができる。
(本人以外が請求した場合は、本人の同意が必要) (876 条の 9 第 1 項)

↓つまり 3 通り

①同意権 (取消権・追認権) のみ, ②同意権 (取消権・追認権)・代理権, ③代理権のみ

原則 被補助人が、単独で行った法律行為 (契約) は有効である。(取消不可)

例外 13 条に列挙の行為の内、さらに、当事者の請求のあった特定の行為について、
補助人の同意無しに行った場合のみ、取消可能。 (17 条 4 項)

※13 条に列挙された危険性の高い財産行為 (借金・保証・不動産の処分・長期の賃貸・贈与等) から、さらに限定している。

※被補助人, 補助人 共に単独で取消可能

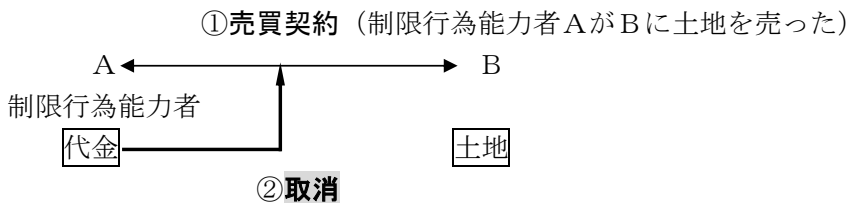
※補助人が、被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときには、
被補助人は家庭裁判所に請求して補助人の同意に代わる許可をもらうことができる。 (17 条 3 項)

< 取消の効果 **改正** > V テキ P16

制限行為能力者の法律行為（契約）は、取消可能。

↓では

取消した後の処理はどうなるのか？



契約時に遡って、契約は無効となる（遡及的無効）（121条）

↓つまり

①の売買契約は、最初から無かったことになる。

↓とすれば

AとBが受け取った物は、いずれも、**不当な利得**であり、**返還する必要あり**。

↓従って

原則 原状回復義務（全部返却）を負う（121条の2第1項）。

↓ただし

例外 現存利益を返還すれば足りる（121条の2第2項、3項）。

↓

制限行為能力者：**現存利益**（現に利益を受けている限度）を返還すれば良い。∵制限行為能力者保護（A）
（EX 手元に残っている利益）

↓この点

浪費（EX ギャンブル）した場合 → 現存利益無し → 返還不要

必要費（EX 生活費・債務の弁済）に支出した場合 → 現存利益有り → 返還必要

∵ 必要費の場合、その分出費を免れているから、現存利益有り。

無償行為の場合で善意の場合：現存利益を返還すれば良い。

（EX 贈与契約）

※法改正により、取消（無効）後の処理が、**原状回復義務**と新設された。

※意思無能力者の場合（=無効）も、現存利益を返還すれば良い（121条の2第3項）。

※取消による、当事者双方の現状回復義務は、同時履行の関係になる（詳細は11回）。

121 条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

121 条の 2

- ①無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。
- ②前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- ③第 1 項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

< 善意と悪意 >

- 〔善意〕…事情を知らないこと。
 - 〔悪意〕…事情を知っていること。
- ※どのような事情かに注意

< 制限行為能力者の相手方の保護 > V テキ P20

制限行為能力者の法律行為（契約）は、取消可能。

↓逆に

制限行為能力者と取引した相手方は、いつ契約が取消されるかわからない**不安定な状態**におかれる。

↓その為

不安定な相手方を保護する方法が用意されている。

↓具体的には

- ①催告（20 条）
- ②詐術による取消権の否定（21 条）
- ③取消権の期間制限（126 条）
- ④法定追認制度（125 条）

< ①催告（20 条） > V テキ P20

不安定な状態の相手方を保護する為、**相手方**は制限行為能力者又は保護者に対して、「**一ヵ月以上の期間**」を定めて、**取消するか、追認するかをはっきりせよ**と**催告**可能。

↓そして

返答があれば、相手方は不安定な状態から脱する。

↓そして

期間内に返答が無い場合であっても

↓

法は以下のように、効果を決定している。（擬制）

↓具体的には

催告の相手				返答無しの効果	
受領能力	有	能力回復した後の本人（EX 成人した未成年者）		能力高	追認したものとみなされる。
		保護者（保佐人・親権者・成年後見人・補助人）			
		監督付きの保護者（EX 保佐監督人のいる保佐人）		能力低	取消したものとみなされる。
		能力回復前の本人→被保佐人・被補助人			
	無	能力回復前の本人→被後見人・未成年者		催告は無意味	

※受領能力とは、催告（意思表示）を受け取る能力のこと。詳細は2回。

※監督人は、保護者の活動をチェックするために選任される場合がある。

※催告を受けた者が**能力高い場合**→返答できるのに、しないから、**制裁として追認を擬制**。

催告を受けた者が**能力低い場合**→返答できなくても仕方がないから、**取消しを擬制**。

< ②詐術による取消権の否定 (21 条) > V テキ P21

制限行為能力者が、相手方に対して、自分が行為能力者であると詐術を用いた場合

↓例えば

未成年者が、「自分は、25歳です。」と言って、車を売った。

↓

このような制限行為能力者は、もはや保護すべきではなく、相手方を保護すべきである。

↓その為

制限行為能力者が詐術を用いた場合、取消権は否定される。(21 条) (有効な行為に確定する)

↓そして

通常、詐術とは、**積極的詐術** (能力者であるとか、保護者の同意があったと信じさせる) をいう。

↓では

制限行為能力者であることを、黙秘していた場合は、詐術といえるのか？

↓この点

単に黙秘していただけでは、詐術に当たらない。

↓

黙秘に加えて、他の言動とあいまって、相手方の誤信を強めた場合は、詐術にあたる。(判例)

(EX たばこ吸ったり、酒飲む)

※詐術を用いても、相手方が行為能力者だと誤信しなければ取消権は否定されないことに注意。

∵ 制限行為能力者であることを知っている相手方は保護する必要がない。

< ③取消権の期間制限 (126 条) > V テキ P21

いつまでも取消せるのでは、相手方に酷である。

↓そこで

①追認できる時 (EX 行為能力者になった) から5年経った場合

又は

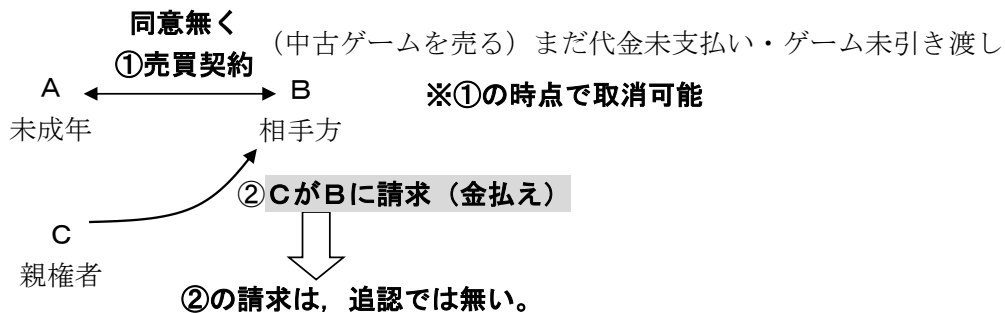
②行為の時から20年経った場合

↓

取消権を行使できなくなる (126 条)。

法定追認制度とは？

↓
追認がなくとも、一定の事由があれば追認したものと扱われること。



↓しかし

親権者の請求は、①の売買契約を、有効であることを前提としている。

↓とすれば

親権者の請求は、契約を追認したに等しい行為である。

↓又

相手方も、「親も契約を認めてくれた。有効だ。」と期待する。

↓その為

親権者の請求は、売買契約を追認したものと擬制される（**法定追認**）。

↓つまり

追認していなくても、追認したことになり、契約は有効に確定（＝もはや取消不可能）。

↓ただし

追認することができる時以後（ex 行為能力者となる）である必要あり。

↓また

異議をとどめた場合（ex 追認するつもりではないと明言）は、法定追認は生じない。

125条

追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認したものとみなす。ただし、**異議をとどめたときはこの限りでない。**

- 1 全部又は一部の履行
- 2 履行の請求
- 3 更改
- 4 担保の供与
- 5 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 6 強制執行

※法改正により、「前条の規定により」という文言が削除。

〈 失踪宣告 〉 ○ V テキ P22

夫が死亡した場合、夫の財産は妻や子供に相続され、妻は再婚可能。

↓しかし

夫が行方不明で生死不明の場合、夫の財産は妻や子供に相続されず、妻も再婚不可

↓すると

妻や子供等残された利害関係人に財産や婚姻関係について問題が発生する。

↓そこで

失踪者の住所を中心とする法律関係（財産や婚姻関係）を整理する為

↓

失踪者は、一定期間たつと、死亡したものとみなされる（擬制される）。

↓つまり

夫の財産は、妻や子に相続され、婚姻は解消され、妻は再婚可能になる。

↓これが

失踪宣告（30条）

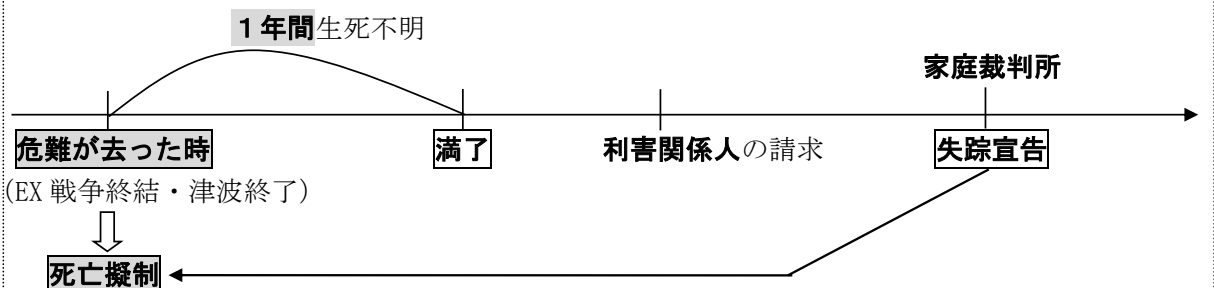
↓そして

①普通失踪（EX 普通に失踪）と②特別失踪（EX 戦争・津波等災害）がある。

①普通失踪：（単に行方不明）



②特別失踪：（戦争・津波等災害・飛行機事故等特別な危難）



※失踪宣告を請求できるのは、法律上の利害関係人（EX 妻・子等）に限られ、検察官や事実上の利害関係人（EX 友人）は含まれない。

∴妻や子供が生きていることを信じているのに、検察や友人が強要するべきではない。

	普通失踪	特別失踪
起算点	失踪時点 (生存が確認された最後の時)	危難が去った時
失踪期間	7 年	1 年
死亡の擬制時期	失踪期間の満了時	危難が去った時

失踪宣告の効果は？

↓

失踪者は、死亡したものとみなされる。(擬制される) (31 条) (相続開始, 婚姻解消)

↓但し

失踪者の従来住所を中心とする私法上の法律関係においてのみ、死亡とみなされるだけ。

↓

現実に死亡したとは限らないから、失踪者は、権利能力を奪われるわけではない。

↓従って

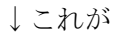
どこかで生きている場合、失踪者が存在している場所で契約を有効に締結することができる。

< 失踪宣告の取消 > V テキ P23

失踪者が生きていた場合（又は異なる時点で死亡した事が判明した場合）



本人又は利害関係人の請求により、家庭裁判所は失踪宣告を取消さなければならない(32 条 1 項前段)。



失踪宣告の取消し ※取消さない限り死亡したものとして扱われる。



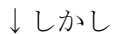
失踪宣告取消しの効果は？



初めに遡って、失踪者は死んでいなかったものとして扱われる。



失踪宣告によって、変動した財産上・身分上の関係が復活する。



妻や子が相続していた場合や妻が再婚していた場合等は問題になる。



民法は、調整規定を用意している。

32 条 2 項

失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。



死亡したと信じていた人びとの利益を保護する為、
全部の利益の返還ではなく**現存利益**の範囲で返還すればよいことにした。



善意者（生存していることを知らなかった者）に限られる。



悪意者（生存していることを知っていた者）は全部＋利息を返還する必要有り。(704 条)

∴保護する必要なし

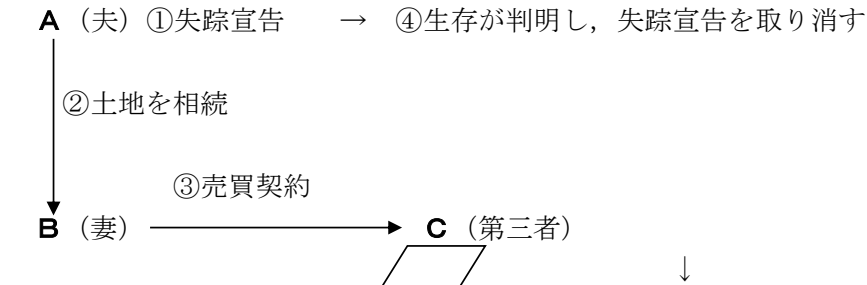
↓さらに

32条1項後段

この場合において、その取消は、失踪の宣告後**その取消前に善意**でした**行為の効力に影響を及ぼさない**。

↓例えば

財産関係の場合



失踪宣告取消の結果、Aは最初から死亡していなかったことになる

↓従って

AからBへの相続はおきておらず、土地の所有権はAにある。

↓そこで

Aは、Cに対して土地の返還請求ができるはず。

(③の売買契約は他人物売買になる。※詳細は11回)

↓しかし

それでは、Cの取引の安全が害される

↓そこで

失踪者の利益保護 (A) と取引安全 (C) との調和を図り

↓

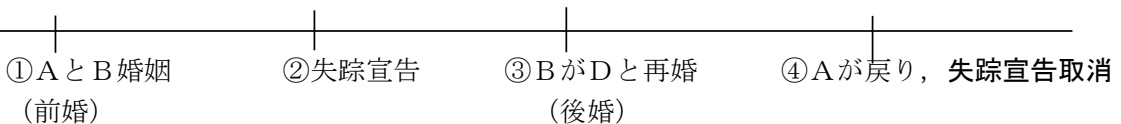
妻Bと相手方Cの当事者双方が善意の場合には、**③の売買契約に取消の影響無し**とした。
(③の売買契約は有効→所有権はC)

↓この場合

失踪者AのCに対する土地返還請求は認められない。

婚姻関係

※婚姻の詳細は13回。



↓

B・D**双方が善意**の場合：32条1項後段が適用され、後婚に影響無し。前婚は復活しない。

一方又は双方が悪意の場合：32条1項後段が適用されず、前婚が復活し、重婚状態となる。

↓

前婚は離婚原因となり、後婚は取消原因となる。

< 同時死亡の推定 >

32 条の 2

数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、**同時に死亡したものと推定**する。

↓ 例えば

父親 A と息子 B が飛行機事故で死亡したが死亡時期が不明の場合、同時死亡したものと推定される。

↓ 従って

父親 A と息子 B との間に相続が生じない。 ※相続の詳細は 14 回

↓ 但し

孫 C がいる場合に、代襲相続は生じる。 ※代襲相続の詳細は 14 回

< みなすと推定 >

みなす・推定とは？

↓

事実や法律関係が不明瞭な場合に、法律上、本当の事実や法律関係として取り扱うこと

↓ 例えば

失踪宣告は、7 年間行方不明な場合に、法律上、死亡したものとみなす。

制限行為能力者の保護者に対する催告に応答がない場合、法律上、追認したものとみなされる。

↓ そして

みなす（擬制）の場合、事実と反することを証明しても、覆すことはできない

↓ 例えば

追認擬制の場合、後から、追認の意思がないことを証明しても、追認は覆せない。

↓ しかし

推定の場合、事実と反することを証明すれば、覆すことが可能

↓ 例えば

上記、同時死亡の推定は、息子 B が生存していることが証明できれば、覆すことが可能である。

< 無効・取消・追認 > V 7 P16・P19

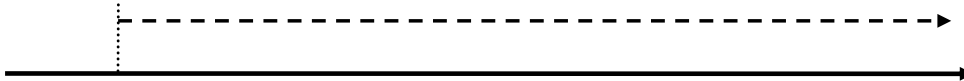
無効…法律行為（契約）が、はじめから効力が無いこと。

EX 意思能力の無い者（赤ちゃん等）が行った売買契約

①赤ちゃんが

売買契約

最初から効力無し



取消…一応有効な法律行為（契約）を、遡って無効とする意思表示。（遡及的無効）

EX 制限行為能力者（未成年者等）が行った売買契約を取り消す。

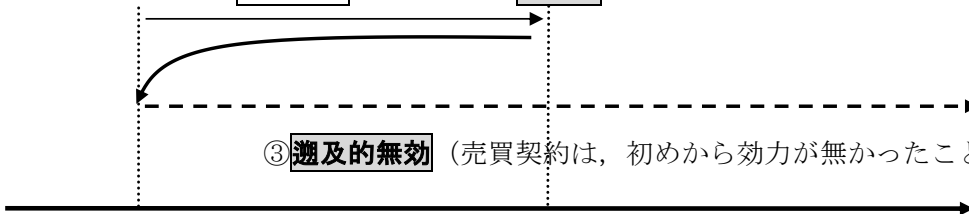
①未成年者が

売買契約

一応有効

②取消し

③遡及的無効（売買契約は、初めから効力が無かったことになる。）



追認…一応有効な法律行為（契約）を、有効に確定する意思表示。

EX 制限行為能力者（未成年者等）が行った売買契約を追認

①未成年者が

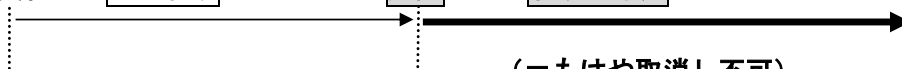
売買契約

一応有効

②追認

③有効に確定

（＝もはや取消し不可）



民法確認テスト 1 回

◎民法の全体

民法とは？ 2つ	①市民社会の法②私法の一般法
物権とは？	物を支配する権利。
債権とは？	人に一定の行為を請求できる権利。
私的自治の原則（契約自由の原則）とは？	自らの意思に基づいてのみ、権利を取得し、義務を負うこと。
信義則とは？	相手の信頼を裏切らないよう誠実に行動せよ。
権利濫用の禁止とは？	たとえ適法な権利であっても、社会的に不当な形で行使は許されない。

◎権利の主体

権利能力とは？	権利義務の主体となることができる資格・地位
意思能力とは？	自己の契約の結果を理解できる能力(≒判断能力)
行為能力とは？	単独で、有効な契約を行うことができる能力
権利能力が認められるのは？ 2つ	①自然人②法人
いつから権利能力が認められるのか？	出生時
権利能力を失うのはいつか？	死亡時
胎児が権利能力を例外的に認められる場合 4つ	①損害賠償請求②相続③遺贈④認知
胎児に権利能力を認める理論構成（判例）	停止条件説（出生を条件）
意思能力がない者の行為は？	無効
制限行為能力者の行為は？	取消し可能
取消しの効果は？	遡及的無効
制限行為能力者本人も取り消せる？	制限行為能力者本人も取消可能
追認の効果は？	有効に確定
制限行為能力者制度の制度趣旨は？	判断能力が不十分な者を類型化し、一律保護して、財産の減少を防ぐ制度。
未成年者とは？	18歳未満の者
成年被後見人とは？	事理弁識能力を欠く常況にある者 ＋審判を受けた者
被保佐人とは？	事理弁識能力が著しく不十分な者 ＋審判を受けた者
被補助人とは？	事理弁識能力が不十分な者 ＋審判を受けた者
未成年者が制限されない行為 4つ	①単に権利を取得し、義務を免れる行為 ②親権者が処分を許した行為 ③営業を行うことを許可された場合の営業行為 ④身分行為の一部

成年被後見人が制限されていない2つの行為	①日常生活に関する行為②身分上の行為
成年被後見人に同意権はあるか？	無い。
被保佐人が制限されている行為は？	1 3条に列挙された重要な財産行為。
被補助人が制限されている行為は？	1 3条に列挙された重要な財産行為の内、 申立のあった特定の行為。
保佐人・補助人に付与できる代理権の範囲は？	当事者が請求した特定の法律行為
取消した場合の制限行為能力者の返還範囲は？	現存利益
浪費した分・必要費に支出した分は返還？	浪費は返還不要。必要費は返還必要。
善意とは？	事情を知らないこと。
悪意とは？	事情を知っていること。
制限行為能力者の取引の相手方を保護する制度は？4つ	①催告②詐術による取消権否定③取消の期間制限④法定追認制度
①保護者②能力回復した後の本人に催告して確答がなかった場合？	追認とみなされる。
①未成年者②成年被後見人に催告した場合？	催告は無意味。
黙秘が詐術になる場合は？	黙秘に加え、他の言動と相まって相手方の誤信を強めた場合。
取消しはいつまで可能か？2つ	①追認できる時から5年 ②行為の時から20年

◎失踪宣告

失踪宣告とは？	失踪者を、一定期間たった時に死亡したものとみなす制度。
失踪宣告の趣旨は？	失踪者の住所を中心とする法律関係(財産や婚姻関係)を整理するため、一定期間たつと死亡したものとみなす制度。
失踪宣告の種類は？2つ	①普通失踪②特別失踪
普通失踪は何年間？	7年間生死不明
普通失踪は、いつ死亡したとみなされる？	7年間満了時
特別失踪は何年間？	危難が去って1年間。
特別失踪の場合、いつ死亡したとみなされる？	危難が去った時。
失踪宣告者が実は生きていた場合の権利能力は？	権利能力はある。
失踪宣告が取消されると？	はじめに遡って、生きていたものと扱われる。
失踪宣告が取消された場合、善意者の返還範囲は？	現存利益の範囲
失踪宣告が取消されても有効なままの行為は？	当事者双方が善意の場合

過去問（改題含）チャレンジ

◎権利能力・行為能力

・ 胎児は、生きて生まれたことを条件として、すべての法律関係について、既に生まれたものとみなされて権利能力を有する。(裁Ⅱ平 15)	×
・ 単独で有効に契約などの法律行為をなし得る能力を権利能力といい、権利能力のない者が行った法律行為は取り消し得るものとなる。(税・労平22)	×

◎制限行為能力者

①未成年者

・ 未成年者が法律行為をするには、必ずその法定代理人の同意を得なければならないが、同意を得ないで行った法律行為を後で取り消すことはできない。(区平20)	×
・ 未成年者であっても、法定代理人の同意を得ることなく、負担付贈与を受けることができる。(税財労平 24)	×
・ 未成年者が自己の債務を免除する申込みを承諾することは、法定代理人の同意を得ずに単独で行うことができる。(裁Ⅱ平 15)	○
・ 未成年者が法律行為をするときは、法定代理人の同意を得なければならないが、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができ、目的を定めないで処分を許した財産を処分することはできない。(区平 27)	×
・ 法定代理人の同意を得ない未成年者の契約は取り消すことができるが、この取消しは、未成年者は単独で行うことができず、法定代理人の同意が必要となる。(税・労平 22)	×
・ 未成年者が売買契約を取り消す場合、当該売買契約は初めに遡って無効となり、未成年者は現に利益を受けている限度において返済の義務を負うが、受け取った代金を生活費に充てた場合には、現存利益がなく返還する義務を負わない。(都平 19)	×

②成年被後見人

・ 成年被後見人は、家庭裁判所によって職権で選任されるものであり、成年被後見人は1人の成年被後見人に対して1人に限られ、法人は成年被後見人になることができない。(都平 19)	×
・ 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、成年被後見人の同意を得ないでした場合、これを取り消すことができるが、成年被後見人の同意を得てなされたときは、これを取り消すことができない。(区平 27)	×
・ 成年被後見人が単独で行った法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含め、取り消すことができる。(都平 14)	×

③被保佐人

・ 被保佐人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者であるため、元本の領収や借財をするといった重要な財産上の行為を、保佐人の同意があったとしても行うことができない。(税・財・労平 22)	×
・ 家庭裁判所は、被保佐人のために特定の法律行為について、保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、保佐人の請求により代理権を付与する場合において、被保佐人の同意は必要としない。(区平 27)	×
・ 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。(区平 20)	○

④被補助人

被補助人が特定の法律行為を行うのに必要な補助人の同意権は、補助人が当然に有するものではなく、家庭裁判所が、特定の法律行為について補助人の同意を要する旨の審判をなすことによって与えられる。(都平 14)	○
精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、本人以外の者の請求により、家庭裁判所が補助開始の審判をする場合、本人の同意は必要とされない。(都平 19)	×
被補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。(区平 27)	○

◎相手方の保護

①相手方の催告権

被保佐人が行った行為の相手方は、保佐人に対し、当該行為を追認するか否かを確答すべき旨を催告することができ、一定期間内に保佐人が確答しないときは、当該行為は取り消されたものとみなされる。(都平 14)	×
未成年者がした契約の相手方は、その未成年者が成年となった後、期間を定めて、当該契約を追認するか否かについて確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、当該期間内に確答が発せられなかったときは、当該契約は取り消されたものとみなされる。(税・労平 22)	×
制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は民法 17 条 1 項の審判を受けた被補助人に対しては、1 か月以上の期間を定めて、その取り消すことができる行為について、保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内に追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。(国般平 24)	×

②制限行為能力者の詐術

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為は当然に無効となる。(区平20)	×
制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるために「詐術」を用いた場合には、取消権を行使することができない。「詐術」とは、制限行為能力者が相手方に対して、積極的に術策を用いたときに限られるものではなく、単に制限行為能力者であることを黙秘しただけであっても、詐術に当たる。(税・財・労平 28)	×

◎失踪宣告

失踪宣告は、利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が行うが、この利害関係人には、失踪宣告に法律上の利害関係を有する者のみならず、単に事実上の利害関係を有する者も含まれる。(区平 18)	×
生死が 7 年間わからなかった者が失踪宣告によって死亡したとみなされるのは、当該宣告がなされた時である。(区平 22)	×
戦地に臨んだ者又は沈没した船舶の中に在った者が生死不明となり、失踪宣告によって死亡したとみなされるのは、その危難が去った後 1 年の失踪期間が満了した時である。(区平 22)	×
失踪宣告は、失踪者本人の権利能力や行為能力を奪う制度であるので、失踪宣告を受けた者が失踪宣告後も生存していた場合であっても、同人が失踪宣告前になした売買は無効である。(労平 12)	×
失踪宣告によって死亡したものとみなされた者が帰還した場合は当然に失踪宣告は効力を失うが、その場合、失踪宣告によって財産を得た者は、取得した財産すべての返還義務を負う。(税・労平 20)	×
失踪宣告を直接の原因として財産を得た者は、その取消しにより権利を失うが、その者が善意の場合は、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。(区平 22)	○

民法 ミニテスト 第1回 問題

【問題】 制限行為能力者に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 未成年者は、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産については、その目的の範囲内において自由に処分することができるが、法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産については、法定代理人の同意を得ないと、当該財産を処分することはできない。
2. 成年被後見人は、成年後見人の同意を得れば、日用品の購入その他日常生活に関する行為以外の行為についても単独で有効な法律行為を行うことができ、取り消すことができなくなる。
3. 被保佐人が、保佐人の同意を得ずに民法第13条第1項に列挙されている重要な財産上の行為をした場合、保佐人は取消権を行使することができる。
4. 被補助人が特定の法律行為を行うのに必要な補助人の同意権は、補助開始の審判における補助人の選任によって当然に付与されるものである。
5. 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いたときは、その行為は当然に無効となる。

民法 ミニテスト 第1回 解答

【解答】 3

【解説】

1. × 「法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産については、法定代理人の同意を得ないと、当該財産を処分することはできない」という部分が妥当でない。未成年者が法律行為をするには、原則として法定代理人の同意を要する（5条1項本文）。しかし、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において未成年者が自由に処分することができ、目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも同様である（同条3項）。
2. × 全体が妥当でない。日用品の購入その他日常生活に関する行為は、自己決定の尊重という観点から、成年被後見人でも単独で有効にすることができる（9条ただし書）。しかし、上記の**日常生活に関する行為以外の行為**については、たとえ成年被後見人の同意を得ても、**常に取り消すことができる**。なぜなら、成年被後見人は意思能力を欠く常況にある者であるから、同意を与えるときにたとえ正常の能力に復していたとしても、行為をするときには意思能力を欠く状況に陥っている事態が十分予想でき、成年被後見人の保護に欠けるからである。
3. ○ 条文により妥当である。保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（13条4項）。そして、行為能力の制限による取消権者として、120条1項は「**同意をすることができる者**」をも挙げている。したがって、保佐人も取消権を行使することができる。
4. × 「補助開始の審判における補助人の選任によって当然に付与されるものである」という部分が妥当でない。権限の付与の審判は、補助開始の審判と同時にしなければならない（15条3項）。そして、補助人にどのような権能を付与するかについては、①特定の法律行為についての**同意権**（17条1項）、②特定の法律行為についての**代理権**（876条の9第1項）、③以上の①②の**双方**という3つの選択肢を認めている。したがって、補助人の同意権は、補助開始の審判における補助人の選任によって当然に付与されるものではない。
5. × 「その行為は当然に無効となる」という部分が妥当でない。制限行為能力者が行為能力者であると信じさせるために**詐術**を用いた場合、その行為を**取り消すことができない**（21条）。詐術を用いた制限行為能力者に取消権を認めて保護することは適当ではないからである。

問題編

第1回	民法上の人					税・労：平 20		正答率	70.4%
No. 1	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		B	

民法上の人等に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．人の権利能力は出生によって始まるが、不法行為による損害賠償の請求権については胎児はすでに生まれたものとみなされるから、出生前に法定代理人が胎児を代理して損害賠償請求をすることができるとするのが判例である。
- イ．人の生死が不明な状態が7年間続いたときは、失踪宣告によって7年間の期間満了時に死亡したものとみなされ、戦争や事故等の危難によって人の生死が不明な状態が1年間続いたときは、失踪宣告によって1年間の期間満了時に死亡したものとみなされる。
- ウ．失踪宣告によって死亡したものとみなされた者が帰還した場合は当然に失踪宣告は効力を失うが、その場合、失踪宣告によって財産を得た者は、取得した財産すべての返還義務を負う。
- エ．複数の者の死亡の先後が不明の場合、同時に死亡したものと推定され、これらの者の間では相続が生じない。

1. ア 2. エ 3. ア, ウ 4. イ, ウ 5. イ, エ

第1回	制限行為能力者					裁：平 22		正答率	95.0%
No. 2	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		B	

未成年者に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

1. 未成年者は、法定代理人の同意がなければ、自らを受贈者とする負担のない贈与契約を締結することができない。
2. 未成年者が法定代理人から生活費の仕送りを受けている場合、その処分には法定代理人の同意を個別に得る必要があるので、法定代理人の同意を得ないでした処分は、すべて取り消すことができる。
3. 未成年者が、法定代理人の同意を得ないで締結した売買契約を、未成年者であることを理由として取り消した場合、取り消すことについて法定代理人の同意がなかったとしても、その取消しの意思表示自体は有効である。
4. 未成年者が、法定代理人の同意を得ないで自ら所有する財産を売却する売買契約を締結して代金を受領したが、未成年者であることを理由としてこれを取り消した場合、受領した代金を遊興費として費消してしまっていたとしても、これを買主に返還しなければならない。
5. 未成年者が、法定代理人の同意を得ないで自ら所有する不動産を売却する売買契約を締結したが、成年に達する前に、買主に対し異議をとどめずに当該売買契約に基づき所有権移転登記をした場合、当該未成年者は、未成年者であることを理由として、当該売買契約を取り消すことができない。

第1回	制限行為能力者			税・財・労：平 24 改題			正答率	82.0%
No. 3	1: /	2: /	3: /	4: /	5: /		頻出度	B

未成年者に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 16歳の未成年者は、父母の同意を得ても婚姻をすることはできない。
 イ. 未成年者であっても、法定代理人の同意を得ることなく、負担付贈与を受けることができる。
 ウ. 未成年者であっても、親権者により許可された特定の営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
 エ. 未成年者が不法行為により他人に損害を与えた場合には、その監督義務者が賠償責任を負い、未成年者本人は賠償責任を負うことはない。
 オ. 未成年者は、任意代理人となることができない。

1. ア, ウ 2. ア, オ 3. イ, ウ 4. イ, エ 5. エ, オ

第1回	制限行為能力者			裁：平 28 改題			正答率	75.8%
No. 4	1: /	2: /	3: /	4: /	5: /		頻出度	B

未成年者A（16歳）は、法定代理人Bの同意を得ることなく、自己の所有する自転車を代金10万円でCに売却する契約を締結した。この事例に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. Aは売買契約を締結した後で思い直し、A単独でこれを取り消す意思表示をした。Aの取消しの意思表示は、Bの同意なくなされたものであるから、Bはこの意思表示を取り消すことができる。
 イ. Aは、Cから売買代金の内金として3万円を受け取り、この3万円の大部分をゲームセンターで使ってしまった。Bがこの売買契約を取り消した場合、Aは受領した3万円全額をCに返還しなければならない。
 ウ. 売買契約を締結してから1年後、CはAに対し、2か月以内に追認するか、取り消すかの返事をするよう催告したが、Aは2か月の間に返事をしなかった。Bはこの売買契約を取り消すことができる。
 エ. 売買契約を締結してから3年後、Aは売買契約を取り消すことができることを知ってCに自転車を引き渡した。Aは売買契約を取り消すことができる。
 オ. Cが売買代金を支払わないため、Aは、売買契約を締結してから1年後にCに対し、代金を支払うよう請求した。Bはこの売買契約を取り消すことができる。

1. ア, イ 2. イ, ウ 3. ア, エ 4. ウ, オ 5. エ, オ

第 1 回	制限行為能力者					税・労：平 23		正答率	21.8%
No. 5	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		B	

成年後見制度に関するア～オの記述のうち，妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．成年被後見人のした法律行為は，すべて取り消し得る。
- イ．法人は，成年後見人及び成年後見監督人になることができない。
- ウ．成年後見人及び成年後見監督人は，複数の者でもよい。
- エ．成年後見人は，成年被後見人の財産を管理し，また，その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表する権限を有しており，その財産管理につき自己のためにするのと同じの注意をもってすることとされている。
- オ．成年後見人の配偶者，直系血族及び兄弟姉妹は，成年後見監督人になることができない。

- 1．ア，イ
- 2．ア，エ
- 3．イ，オ
- 4．ウ，エ
- 5．ウ，オ

第1回	制限行為能力者					国般：平 24		正答率	53.1%
No. 6	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		B	

行為能力に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。また、法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産も、未成年者が自由に処分することができる。
- イ．被保佐人は、保佐人の同意なしに単独で日用品の購入をすることができるが、成年被後見人は、成年被後見人の同意を得て日用品の購入をした場合でも、その行為を取り消すことができる。
- ウ．後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が家庭裁判所によってなされると、その事実が戸籍に記録される。これは、制限行為能力者のプライバシーの保護に配慮しつつ、本人の行為能力の制限を公示することで、取引が円滑に行われるようにするためである。
- エ．家庭裁判所は、被保佐人たる本人以外の者の請求によって、特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をする場合には、本人の同意を得なければならない。また、被補助人たる本人以外の者の請求によって、特定の法律行為について補助人に同意権を付与する旨の審判をする場合にも、本人の同意を得なければならない。
- オ．制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は民法第17条第1項の審判を受けた被補助人に対しては、1か月以上の期間を定めて、その取り消すことができる行為について、保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内に追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ

(参考) 民法

第17条 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。(以下略)

第1回	制限行為能力者			国般：平 15			正答率	- %
No. 7	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

制限能力者であるAは、自己の所有する土地をBに売却する旨の契約をBとの間で締結した。この場合に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. Aが未成年者であり、法定代理人の同意を得ることなくBとの売買契約を締結した場合、後に法定代理人がAに対して追認をすれば、Aは、Bとの売買契約を取り消すことができない。
2. Aが被保佐人であり、保佐人の同意を得ることなくBとの売買契約を締結した場合には、AがBとの売買契約を取り消すことができるのみならず、保佐人もAとBの売買契約を取り消すことができる。
3. Aが成年被後見人であり、Bとの売買契約につきあらかじめ成年後見人の同意を得ていた場合には、Aは、Bとの売買契約を取り消すことができない。
4. Aが被補助人であり、家庭裁判所によってAが不動産を売却するには補助人の同意を得ることを要する旨の審判がなされていたにもかかわらず、補助人の同意を得ないでBとの売買契約を締結した場合には、補助人には同意権はあるが取消権は認められないから、補助人は、AとBとの売買契約を取り消すことはできない。
5. Aが未成年者であり、Bがその事実を知っていたとしても、Aが成年者であるかのような言動をし、契約書の生年月日欄にも成年となるように虚偽の記載をした場合には、AはBとの売買契約を取り消すことはできない。

第1回	制限行為能力者			税・労：平 14			正答率	- %
No. 8	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

被保佐人Aが保佐人Cの同意を得ずに土地をBに売却し、所有権移転登記がなされ、BはAに代金を支払った。この事例に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. BがCに対して、相当の期間を定めて土地の売買契約を取り消すか否かを確答せよとの通知を行った場合、その期間内にCからの確答がなければ、当該売買契約は取り消されたものとみなされる。
2. Cは土地の売買契約について追認することができるが、それによってAの取消権が失われるものではないから、AはCの追認後も当該売買契約を取り消すことができる。
3. 民法第21条にいう「詐術を用いたとき」とは、制限能力者が積極的詐欺手段を用いることをいうから、土地の売買契約の際に、被保佐人であることをAが単に黙秘していた場合は、Aが詐術を用いたことになる余地はなく、Aは当該売買契約を取り消すことができるとするのが判例である。
4. Aの制限能力を理由に土地の売買契約が取り消された場合、Aが譲渡代金の返還義務を負うのは現存利益に限られるが、Aがその譲渡代金を第三者に対する債務の弁済に充てていたときには、Aはその弁済に充てた金額についても返還義務を負うとするのが判例である。
5. Bが善意・無過失の第三者に土地を譲渡し、所有権移転登記を経た場合、その後にAが制限能力を理由にAB間の土地の売買契約を取り消しても、Aは当該土地の所有権を当該第三者に対抗することができない。

第1回	制限行為能力者			税・財・労：平 28		正答率	90.5%
No. 9	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	B

制限行為能力者に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア．成年被後見人は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であるため、成年被後見人自身が行った、日用品の購入その他日常生活に関する行為を取り消すことができる。
- イ．被保佐人の相手方は、被保佐人が行為能力者とならない間に、その保佐人に対し、その権限内の行為について、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかなを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その保佐人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。
- ウ．被保佐人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者であるため、元本の領収や借財をするといった重要な財産上の行為を、保佐人の同意があったとしても行うことができない。
- エ．被補助人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者であるが、自己決定の尊重の趣旨から、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには本人の同意が必要である。
- オ．制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるために「詐術」を用いた場合には、取消権を行使することができない。「詐術」とは、制限行為能力者が相手方に対して、積極的に術策を用いたときに限られるものではなく、単に制限行為能力者であることを黙秘しただけであっても、詐術に当たる。

1. ア，ウ
2. ア，オ
3. イ，エ
4. ア，イ，ウ
5. イ，エ，オ

第 1 回	制限行為能力者					区：平 27		正答率	91.0%
No. 10	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		B	

民法に規定する制限行為能力者に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 未成年者が法律行為をするときは、法定代理人の同意を得なければならないが、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができ、目的を定めずに処分を許した財産を処分することはできない。
2. 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
3. 家庭裁判所は、被保佐人のために特定の法律行為について、保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、保佐人の請求により代理権を付与する場合において、被保佐人の同意は必要としない。
4. 被保佐人の相手方が、被保佐人が行為能力者とならない間に、保佐人に対し、相当の期間を定めて取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合、保佐人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。
5. 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、成年後見人の同意を得ないでした場合、これを取り消すことができるが、成年後見人の同意を得てなされたときは、これを取り消すことができない。

第1回	制限行為能力者					国般：平 19		正答率	70.9%
No. 11	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		B	

制限能力者の行為に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．被保佐人Aは、Cから土地を購入するに当たり、自らが制限能力者であることを黙秘した上で、能力者であると思わせるような言動を積極的に用いた結果、CにAが能力者であるとの誤信をさせ、保佐人Bの同意を得ないまま、Cとの間で当該土地の売買契約を締結した。この場合、Bは、AC間の売買契約を取り消すことができる。
- イ．未成年者Aは、叔父Cから学費の援助をしたい旨の申込みがされたため、法定代理人Bの同意を得ないまま、Cとの間で贈与契約を締結した。この場合、Bは、AC間の贈与契約を取り消すことができない。
- ウ．成年被後見人Aは、自己の所有する建物をCに売却するために、成年後見人Bの同意を得た上で、Cとの間で当該建物の売買契約を締結したが、その後、Bは同意を与えたことが適切でないと判断した。この場合、Bは、AC間の売買契約を取り消すことができない。
- エ．被補助人Aは、不動産を売却するには補助人Bの同意を得なければならない旨の家庭裁判所の審判を受けた。その後、Aは、自己の所有する土地を売却しようとしたが、Aの利益を害するおそれがないにもかかわらずBが同意しなかったため、家庭裁判所に請求して売却の許可を得た上で、Cとの間で売買契約を締結した。この場合、Bは、AC間の売買契約を取り消すことができる。
- オ．被保佐人Aは、A所有の建物を借用したい旨のCの依頼を受け、保佐人Bの同意を得ないまま、Cとの間で当該建物を5年間貸与する旨の賃貸借契約を締結した。この場合、Bは、AC間の賃貸借契約を取り消すことができない。

1. ア、エ
2. イ
3. イ、オ
4. ウ、オ
5. エ

第 1 回	行為能力制度				国般：平 30		正答率	65.0%
No. 12	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	B	

行為能力制度に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 未成年者 A が、親権者 B の同意を得ずに、祖父 C から大学進学資金として 100 万円の贈与を受けた場合には、B は、A が締結した C との贈与契約を取り消すことができる。
- イ. 成年被後見人 A が、成年後見人 B の同意を得ずに、自宅近くにあるスーパーマーケット C で日常の食事の材料として食料品を購入した場合には、B は、A が締結した C との売買契約を取り消すことができる。
- ウ. 家庭裁判所は、保佐人 A の請求により、被保佐人 B の同意を得ることなく、B が所有する家屋の売買について A に代理権を付与する旨の審判をすることができる。
- エ. 家庭裁判所が、補助開始の審判によって A を被補助人とし、補助人として B を選任した上で代理権を付与したが、同意権は付与しなかった場合には、A の行為能力は制限されない。
- オ. 未成年者 A が、親権者 B の同意を得ずに、大型家電量販店 C で高価な家電製品を購入した場合において、C は、A が成年に達しない間に、B に対し、1 か月以上の期間を定めて、A が締結した C との売買契約を追認するかどうかその期間内に確答すべき旨の催告をすることができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

第 1 回	失踪宣告				区：平 18		正答率	86.4%
No. 13	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	C	

民法に規定する失踪宣告に関する記述として、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 失踪宣告は、利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が行うが、この利害関係人には、失踪宣告に法律上の利害関係を有する者のみならず、単に事実上の利害関係を有する者も含まれる。
2. 失踪宣告を受けた者は、不在者の生死が明らかでないときは、7 年間の失踪期間の満了時に、沈没した船舶の中に在った者で生死が明らかでないときは、船舶の沈没した後 1 年を経過した時に、それぞれ死亡したものとみなされる。
3. 失踪宣告は、失踪者の従来の住所を中心とする法律関係において、失踪者が死亡したのと同じ法律効果を認めるもので、権利能力を消滅させるものではないので、失踪者が生存していた場合に他の場所でした法律行為は有効である。
4. 失踪宣告は、失踪者が失踪宣告によって死亡したとみなされた時と異なった時に死亡したことの証明があった場合には、家庭裁判所の取消しがなくても当然にその効力を失う。
5. 失踪宣告により財産を得た者は、失踪者の生存による失踪宣告の取消しで権利を失い、善意・悪意にかかわらず、現存利益ではなく、失踪宣告により得たすべての財産を返還する義務を負う。

第1回	失踪宣告					区：平 22		正答率	77.0%
No. 14	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		C	

民法に規定する失踪宣告に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 生死が7年間わからなかった者が失踪宣告によって死亡したとみなされるのは、当該宣告がなされた時である。
2. 戦地に臨んだ者又は沈没した船舶の中に在った者が生死不明となり、失踪宣告によって死亡したとみなされるのは、その危難が去った後1年の失踪期間が満了した時である。
3. 失踪宣告は、利害関係人の請求により行い、その利害関係人は法律上の利害関係を有する者を意味するが、不在者が死亡するまで定期の給付を負担する終身定期金債務者は、利害関係人に該当しない。
4. 失踪宣告を直接の原因として財産を得た者は、その取消しにより権利を失うが、その者が善意の場合には、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。
5. 失踪宣告は、一定の要件の下に人を死亡したものとみなし、被宣告者の権利能力を消滅させるもので、被宣告者が行った行為はすべて無効である。

第1回	失踪宣告					区：平 26		正答率	79.6%
No. 15	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		C	

民法に規定する失踪の宣告に関する記述として、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失うので、善意の場合であっても、法律上の原因を欠く不当な利益として、失踪の宣告によって得た財産の全てを返還しなければならない。
2. 失踪の宣告がなされると、死亡したのと同じ扱いがなされるので、不在者は、仮に生存していたとしても宣告と同時に権利能力を剥奪される。
3. 失踪の宣告は一律で強力な対世的効力をもつものであるから、単に事実上の利害関係を有する債権者も、失踪の宣告を請求することができる利害関係人に含まれる。
4. 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができ、当該宣告を受けた不在者は、失踪した時に死亡したものとみなす。
5. 沈没した船舶の中に在った者の生死が船舶の沈没後1年間明らかでない場合に失踪の宣告を受けた者は、当該船舶が沈没した時に死亡したものとみなす。

第 1 回	権利の主体					税・労：平 22			正答率	70.0%
No. 16	1：／		2：／		3：／		4：／		5：／	頻出度 B

権利の主体等に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 単独で有効に契約などの法律行為をなし得る能力を権利能力といい、権利能力のない者が行った法律行為は取り消し得るものとなる。
2. 権利の主体となることができるのは自然人に限られず、法人もまた権利の主体となり得る。法人の設立に関しては、民法は、法人たる実体を備えていれば法律によらず当然法人格が認められる自由設立主義を採っている。
3. 法定代理人の同意を得ない未成年者の契約は取り消すことができるが、この取消しは、未成年者は単独で行うことができず、法定代理人の同意が必要となる。
4. 後見開始の審判を受けた者に付される成年後見人は法定代理人として代理権を有するが、保佐開始の審判を受けた者に付される保佐人は当然には代理権を有しない。
5. 未成年者がした契約の相手方は、その未成年者が成年となった後、期間を定めて、当該契約を追認するか否かについて確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、当該期間内に確答が発せられなかったときは、当該契約は取り消されたものとみなされる。

第1回	能力全般					裁：平 30		正答率	33.0%
No. 17	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		B	

権利能力、意思能力及び行為能力に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も妥当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．Aは、夫Bとの間の子Cを妊娠しており、出産を3か月後に控えていたが、Bは、自動車事故に巻き込まれ死亡した。胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされるため、Aは、Cの出産前であっても、Cの代理人として、自動車事故の加害者に対して損害賠償請求ができる。
- イ．行為能力者であっても、法律行為時に意思能力を有している必要があり、意思能力を欠く者による法律行為は無効である。意思能力の有無は、個々の具体的な法律行為ごとに個別的に判断される。
- ウ．法人として登記されていなくても、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続し、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している団体であれば、権利能力を有し、権利義務の帰属主体となることができる。
- エ．Aについて失踪宣告がされたため、Aの唯一の相続人Bは、Aの所有していた甲建物を相続し、これを売却して得た金で世界一周旅行をした。その後、実はAが生存していることが判明し、Aの失踪宣告が取り消された。この場合、Bは、甲建物の売却代金相当額をAに返還する義務を負う。

	ア	イ	ウ	エ
1. 誤	正	誤	誤	
2. 誤	誤	正	正	
3. 誤	誤	正	誤	
4. 正	誤	誤	正	
5. 正	正	誤	誤	

第1回	能力全般			国般：令2			正答率	78.0%
No. 18	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

権利能力及び行為能力に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．自然人の権利能力は死亡によって消滅するため、失踪者が、失踪宣告によって死亡したものとみなされた場合には、その者が生存していたとしても、同宣告後その取消し前にその者がした法律行為は無効である。
- イ．未成年者は、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産については、法定代理人の同意を得なくとも、その目的の範囲内において自由に処分することができるが、法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産については、個別の処分ごとに法定代理人の同意を得なければ処分することはできない。
- ウ．未成年者が法定代理人の同意を得ずに土地の売買契約を締結した場合、当該契約の相手方は、当該未成年者が成人した後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内に当該契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その者がその期間内に確答しなかったときは、追認したものとみなされる。
- エ．成年被後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を単独で確定的に有効になすことができるが、これ以外の法律行為については、成年被後見人の同意を得ても、単独で確定的に有効になすことはできない。
- オ．被保佐人が、保佐人の同意を得ずに、同意が必要とされる行為をした場合、被保佐人自身のほか、保佐人も当該行為を取り消すことができる。

1. ア, イ
2. エ, オ
3. ア, ウ, オ
4. イ, ウ, エ
5. ウ, エ, オ

正答番号一覧（民法 第1回）

問題 No.	正答番号
No. 1	2
No. 2	3
No. 3	1
No. 4	4
No. 5	5
No. 6	2
No. 7	2
No. 8	4
No. 9	3
No. 10	2
No. 11	2
No. 12	5
No. 13	3
No. 14	4
No. 15	5
No. 16	4
No. 17	1
No. 18	5

※実際のV問題集には、正答番号と共に選択肢ごとの詳細な解説を掲載しております。